



人工林伐採後の 再造林を支援します

～「いばらきの森再生事業（森林湖沼環境税活用事業）」のお知らせ～

県内のスギ、ヒノキ人工林は、本格的な利用期を迎えています。これらの人工林は、積極的に伐採（主伐）し、木材として有効利用するとともに、その後は適切に植栽（再造林）を行い、森林を次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、51年生以上のスギ・ヒノキ林を伐採した後に行う再造林を県が支援します。

<補助の条件>

補助対象の施業	スギ・ヒノキ苗による再造林	
補助の対象者	森林所有者、林業経営体等	
対象地	スギ・ヒノキの人工林の伐採後に地拵え・植栽を行う箇所であって、以下の全ての条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・51年生以上のスギ・ヒノキ人工林の伐採後に行うもの ・伐採した翌年度から2年以内に行うもの 	
補助の要件	必要な計画等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県から認定された「森林経営集約化に取り組む経営体」が策定する「森林経営集約化計画」の区域内であること ○ 森林経営計画等に基づいて行うこと ○ 作業は、「森林経営集約化に取り組む経営体」が行うこと ※森林所有者が自力で行った再造林は、補助対象外 ○ 森林所有者の方は、「森林経営集約化に取り組む経営体」と5年以上の森林経営の受委託契約等を締結すること
	苗木について	茨城県産の花粉症対策苗（スギ、ヒノキ）であること
	面積について	1箇所 0.3ha以上
補助金交付の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を交付された翌年度から5年間は、土地の転用が制限されます。 ・市町村が定める標準伐期齢までは、健全な森林の育成に努める必要があります。 	
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な施業にかかる経費の全額を補助（コンテナ苗の場合） ・標準的な施業にかかる経費の9/10を補助（裸苗の場合） 	
下刈に対する補助	本事業により再造林した箇所については、一定期間、下刈についても標準的な施業にかかる経費の全額を補助	

(注) 詳しくは、下欄のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

茨城県 県北農林事務所 林業振興課（常陸太田林業指導所）	電話 0294-80-3370
（大子林業指導所）	電話 0295-72-1565
県央農林事務所 林業振興課（水戸林業指導所）	電話 029-231-2079
（笠間林業指導所）	電話 0296-72-1174
鹿行農林事務所 林業振興課（鉾田林業指導所）	電話 0291-33-4123
県南農林事務所 林業振興課（土浦林業指導所）	電話 029-822-7087
県西農林事務所 林業振興課（筑西林業指導所）	電話 0296-24-9176
農林水産部林業課	電話 029-301-4051

